

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密又は  
防護上の観点から公開できません。

提出日 2018年3月27日  
日本原子力発電株式会社  
TK-1-277 改0

#### 発電所南側エリアに寄港する定期船に対するマスキングの考え方について

##### 1. はじめに

審査資料で非公開情報として取り扱う情報として、「商業機密情報」、「核物質防護情報」、「保障措置情報」、「その他のセキュリティに係る情報」、「個人に関する情報」、「社外からの入手情報」、「社外と関連のある情報」が該当する。このため、これらの情報については資料上で枠囲いを付け、区別することとしている。これらの非公開情報として取り扱う情報のうち、「東海第二発電所 工事計画認可に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）」（以下、当該資料という。）における「4.2 漂流物による影響確認について」に示す発電所南側エリアに寄港する定期船 [ ] に対するマスキングの考え方について以下に示す。

##### 2. 発電所南側エリアに寄港する定期船に対するマスキングの考え方について

当該資料における守秘義務が課されている情報として、その情報が公開されることにより、当該法人のイメージを損なうもの及びその情報が公開されることにより、テロ行為等が発生した場合に公共の安全に支障を及ぼすもの等が該当することから、これらを対象として、発電所敷地外における各事業所と対象物が関連付けられることが無いよう非公開情報として取り扱っている。発電所南側エリアに寄港する定期船 [ ] については、所有者は明確化されていないが、これらの定期船は [ ] の [ ] に寄港することから、テロ行為等が発生した場合に公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため非公開情報として取り扱っている。

以 上